中部保健所食品営業許可申請 (飲食店営業(露店)許可の申請)

中部保健所 衛生薬務課

露店とは

屋台や曳車などで食品を調理して提供する営業 (自動車での営業は該当しません。)

(生食用食品は提供できません) 生肉、刺身、生野菜及び生のフルーツを加熱せ ずに提供することはできません。

準備する事

① 設備(貯水タンクや手洗い設備など)の用意

図面の作成

③ 電子申請

④ 手数料のお支払い・設備の確認

① 設備の用意

① 設備の用意

露店形態の飲食店営業の許可を取得する場合 は次の設備を用意していただく必要があります。

(1) 蛇口付き給水タンク (2) 手洗い設備(シンク) (40L以上の容量) 縦・横30cm程度







(3) 手洗い消毒用石けん (4) 殺菌設備

(エタノール、次亜塩素酸ナトリウムなど)





(5) 排水設備(タンク)



① 設備の用意

(6) 保管設備 原材料等を衛生的に保管するために十分な容量を確保 できるもの



衣装ケースのような 蓋付きの設備

(7) 温度計付き冷蔵設備 冷蔵品を取り扱う場合に必要。保管するために十分な 容量を確保できるもの



② 図面の作成





③ 電子申請

パソコン又はスマートフォンにより手続きをお願いします

③-1 食品等事業者情報登録 食品衛生申請等システム(厚生労働省のシス テム)から登録をしてください。

③-1 食品等事業者情報登録



URL https://ifas.mhlw.go.jp/faspte/page/login.jsp

③-1 食品等事業者情報登録

GビジネスIDを利用される方は「GビジネスIDでログイン」をクリックしてください。

GビジネスIDを利用される方 gBiz ID GビジネスIDでログイン B GビジネスIDでログイン B GビジネスII	GビジネスIDは、1つのID・パスワードで様々な行政サービス Dを作成
Gビジネス I Dを利用されない方 ログインID パスワード	ログイン (パスワードを忘れた方はごちら) アカウントの作成はこちら) ひとうイスエレを利用とすにネラステムのラーとへをこれ用する:
GビズIDの作成または アカウントの作成 をクリック	

③-1 食品等事業者情報登録 担当者基本情報·食品等事業者基本情報の入力

担当者基本情報登録

食品等事業者のアカウントを登録します。 必要な情報を入力して「次へ」ボタンをクリックしてください。

11111111111111111111111111111111111111	
姓	名
姓 フリガナ	名 フリガナ
郵便番号	選択
都道府県	未選択 ✓
市区町村	未選択 ✓
町域	
番地等	①扣当者基本情報(記入扣当者の情報です)
マンション名等	氏名、住所、連絡先等
電話番号	ノアクンミリ留与
所属部署	②食品等事業者基本情報
	(「申請者」の情報です。本内容が申請書に入力されます。)
	氏名、住所(番地まで記入ください)、連絡先等
	ご注意:会社または個人事業主の住所、連絡先等になりますの
	で、店舗や工場の住所等は記入しないでください。

③-1 食品等事業者情報登録

登録を終了すると、入力したメールアドレス(このアドレスがIDになります。)にメールが送信されます。

メール内のURLをクリックし、「アカウントの有効 化」を行うと登録が終了となります。

ご注意:アカウントの有効化を実施しないと 登録は完了しませんので必ず行ってください。







▲ ▶ ▲	
新規営業施設 新規申請 戻る 約7済営業施設 < << < 0~0件目/0件中 > >> > 名称、屋号又は商号 郵便番号	電話番号
	*
「新規申請」をクリック	

画面が進まない、ボタンがクリックできないなどの場合はシステムの問題か もしれません。その場合は以下に連絡ください。

TEL: 080-4953-0566 メール: TJ-fas-helpdesk@tjsys.co.jp



ファクシミリ番号 電子メールアドレス 営業車の自動車登録番号 主として取り扱う食品又は添加物 未選択		肳
主として取り扱う良品×は3款加初(日田記載) 業限 法第55条第2項各号のいずれかに該当することの有無 法第55条第2項各号のいずれかに該当する場合の内容 未選択 ✓		
クリックすると下の画 日本標準商品分類の選択 総務省で刊行されている日本標準商品分類から、該当 検索条件 大分類 末選択	i面が開きます する食品等の一般名称を選択して下さい。	
名称	該当する食品等を以下の方法で選択してください	
検索 クリア 閉じる 商品コードと名称 << >>>>>>	_ ①「大分類」から該当食品等を選び、「商品コード 名称」から該当するものを選択(選択をクリック)	と
□-ド 名称	②「名称」に <mark>調理食品、コーヒー</mark> などのワードを入し、「検索」をクリックし、 「商品コードと名称」 から該当するものを選択(選択をクリック)	カ





③ – 2 営業許可の申請

the state and the

- ARE - 45/125

	「「指定成分等含有食品を取り扱う施設」
Î	業施設ごとの個別基準 営業施設ごとの個別基準 営業施設基準 12
	「営業施設基準」をクリックすると以下の画面が出ますので全ての質問にお答え 下さい。質問は約30個あります。全て答え終わったら「設定」を押します。 全て答え済みの場合は「未確認」が「確認済」になります。 注意:「確認済」にならないと申請が終了しません。
, P	 営業施設の基準を一覧しています。全ての項目に該非を設定して下さい。 営業施設に共通する基準 施設基準(特定基準) ● 施設は、屋外からの汚染を防止し、衛生的な作業を継続的に実施するために必要な構造又は設備、機械器具の配置及び食品又は添加物を取り扱う量に応じた十分な広さを有す ること。 □ 食品又は添加物、容器包装、機械器具その他食品又は添加物に接触するおそれのあるもの(以下「食品等」という。)への汚染を考慮し、公衆衛生上の危害の発生を防止するたが、作業区分に応じ、間灯切り等により必要な返回がされ、圧種を踏まえて施設設備が適切に配置され、又は空気の流れを管理する設備が設置されていること。ただし、作家に
	 注葉の推規 施政基準(符定基準) ①飲食店営業 自動車において調理をする場合にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。 ① 節易な営業にあつては、一日の営業において約四十リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。 ① 節防大量の水を要する営業にあつては、一日の営業において約二百リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。 むの水を要する営業にあつては、一日の営業において約二百リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。 ひかを要する営業にあつては、一日の営業において約二百リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。 ひかを要する営業にあつては、一日の営業において約二百リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。 ひかを要する営業にあつては、一日の営業において約二百リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。

開示情報確認		
申請者氏名	● 公開 ● 非公開	
申請者住所		
営業施設名称、屋号又は商号	● 公開 ○ 非公開 ト 開示情報を選択して下さい	
営業施設所在地	● 公開 ○ 非公開	
営業施設連絡先	● 公開 ○ 非公開	
4)		
ファイル登録 確認	戻る 一時保存	
-覧		
「ファイル登録		ড
「ノノ「ハ豆」		
山心小貝快百(の結果をPDFや与具なとのファイルで添付してくたさい。	
許可営業施設登録 >> フ	アイル登録	
営業許可の申請に必要なファイルを	を設定して下さい。	
ファイルの指定が完了後「設定」オ	Rタンをクリックしてくたさい。	
施設の構造及び設備を示す図面	ファイルの選択ファイルが選択されていません。ファイルクリア	
営業を譲り受けたことを証する書面等 ファイルの選択 ファイルが選択されていません ファイルクリア		
水質検査の結果	ファイルの選択 ファイルが選択されていません ファイルクリア	
その他必要書類①	ファイルの選択 ファイルが選択されていません ファイルクリア	
その他必要書類②	ファイルの選択 ファイルが選択されていません ファイルクリア	
その他必要書類③	ファイルの選択ファイルが選択されていませんファイルクリア	
その他必要書類④	」 ′ _ ′ ノ ′ ノ ′ ノ ′ ノ ′ ノ ′ ノ ′ ノ ′ ノ	
その他必要書類⑤	ノ () ファイルの選択 ファイルが選択されていません ファイルクリア	
Address of the second sec		

④ 手数料のお支払い・設備の確認

④ 手数料のお支払い・設備の用意

①~③まで行っていただきましたら、以下のものを保健所まで持参してください。

- 1 手数料 16,000円
- 2 ①のすべての設備
- 3 食品衛生責任者の資格(修了証や調理師 免許など)